

## 小規模保育所開設準備経費補助要綱

平成28年3月18日区長決定

平成29年2月15日一部改正

平成30年3月9日一部改正

令和7年3月24日一部改正

### (目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）に基づき運営する小規模保育所（法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業の実施場所をいう。以下同じ。）において、厚生労働省の「保育所等改修費等支援事業実施要綱」及び東京都の「待機児童解消区市町村支援事業補助要綱」（以下「都待機児要綱」という。）を活用して整備する事業に対し、区が予算の範囲内において交付する補助金について、必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、東京都板橋区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年板橋区条例第26号）において使用する用語の例による。

### (補助対象者)

第3条 この要綱に基づく補助金の交付対象者は、申請日現在、法人住民税を滞納していない小規模保育事業を行う法人（以下「事業者という。）とする。

### (暴力団等の排除)

第4条 次に掲げる団体は、この要綱に基づく補助の対象としない。

- (1) 暴力団（東京都板橋区暴力団排除条例（平成24年板橋区条例第28号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者があるもの

### (補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、次に掲げるものとする。

- (1) 小規模保育事業の新設、定員の拡充、老朽化に伴い必要となる改修費等経費（改修費等、賃借料（礼金を含み敷金を除く））
- (2) 本条第1号の補助対象経費のうち新設の場合に係る改修費等経費で、補助基準額を超える額のうち、賃借料（礼金を含む補助対象年度に係る賃借料（敷金を除く。））ただし、保育所を新たに整備するための内装工事等の着工日から当該保育所の開設日の前日までの期間に係る費用に限る。

(補助基準額)

第6条 この要綱に基づく助成金の助成基準額は、次の各号に定める額とする。

(1)前条第1号の補助基準額

1事業所あたり41,319,000円

(2)前条第2号の補助基準額

1事業所あたり12,000,000円

(補助金の交付額)

第7条 補助金の交付額は、次の各号に定める規定に基づき算出した額を、予算の範囲内において交付するものとする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。

(1) 前条第1号に規定する補助基準額と、第5条第1号に規定する補助対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額がある場合にはそれを控除した額を比較し、いずれか少ない額に4分の3を乗じる。ただし、保育所を新たに整備するための内装工事等の着工日から当該保育所の開設日の前日までの建物賃借料及び礼金（以下「開設前賃借料」という。）を除く部分については、区が都待機児要綱の事業者負担軽減事業により、8分の1相当の補助が得られる場合は8分の7を乗じる。

(2) 第5条第1号に規定する補助対象経費の実支出額が、前条第1号に規定する補助基準額を超える場合は、対象経費の実支出額から補助基準額を控除した額を選定額とし、これに8分の7を乗じて得た額を加算する。

(3) 第5条第2号に規定する補助対象経費については、前条第2号に規定する補助基準額と開設前賃借料から寄付金その他の収入額がある場合にはそれを控除した額を比較し、いずれか少ない額に4分の3を乗じる。

(補助条件)

第8条 この補助金は、別記の条件を付して交付するものとする。

(補助金の交付申請)

第9条 事業者は、開設準備経費の補助金交付申請を申請書（別記第1号様式）に次の書類を添付し、区長に対して行うものとする。

(1) 見積書及び内訳書の写し

(2) 概要書及び工事箇所の図面

(3) 資産及び負債の状況（貸借対照表に代えることができる）

(4) 当該事業に関する収支予算書（又は見込書）抄本

(5) 賃貸人承諾書（別記第2号様式）

(6) 賃貸借契約書の写し

(7) 法人住民税の領収書の写し又は納税証明書。ただし、非課税の場合は申告書(控)の写し、免除の場合は免除決定通知書の写し（いずれも直近のもの）(法人の場合)

(8) 前各号に掲げるもののほか区長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定)

第10条 区長は、前条の交付申請があったときは、交付申請書及び関係書類を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、補助金の交付を決定したときは交付決定通知書(別記第3号様式)により事業者に通知しなければならない。

2 補助金の交付をしないことに決定したときは、不交付決定通知書(別記第4号様式)により申請した者に通知するものとする。

(補助事業の完了時期)

第11条 補助事業は、当該年度の3月31日までに完了しなければならない。

(事故報告)

第12条 補助事業が予定の期間内に完了しない場合は、その理由及び遂行の見通し等を書面により区長に報告し、その承認を受けなければならない。

(状況報告)

第13条 補助事業の円滑適正な執行を図るため、必要に応じ補助事業の遂行状況について、区長に報告しなければならない。

(補助事業の遂行命令)

第14条 補助事業が補助金の交付の決定の内容、又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、区長は、補助事業を遂行すべきことを命ずることがある。

2 前項の命令に違反したときは、補助事業の一時停止を命ずることができる。

(補助金の変更交付申請)

第15条 事業者は、開設準備経費について事業計画等に変更があったときは、変更交付申請書(別記第5号様式)に次の書類を添付し、速やかに区長に変更交付を申請しなければならない。

- (1) 見積書及び内訳書の写し
- (2) 概要書及び工事箇所図面
- (3) 当該事業に関する収支予算書(又は見込書)抄本
- (4) 前各号に掲げるもののほか区長が必要と認める書類

ただし、上記書類のうち、当初交付申請時から変更がない場合は、添付を省略することができる。

2 区長は、前項の変更交付申請があったときは、速やかに申請の内容を精査し、変更交付の内容を決定するとともに変更交付決定通知書(別記第6号様式)により事業者に通知しなければならない。

(補助金の申請の取下げ)

第16条 事業者は、補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、交付決定の通知受理後10日以内に交付申請取下げ届(別記第7号様式)を区長に提出し、交付申請を取り下げることができる。

2 事業者は、前項の取下げ届により区長が補助金の交付決定を取り消した場合において

既に補助金を受領している場合には、取り消しに係る部分の補助金を指定された期日までに返還しなければならない。

(補助金の請求)

第17条 事業者は、第10条の規定により交付決定を受けたときは、交付決定額の範囲内において請求書(別記第8号様式)を区長に提出することができる。

(実績報告)

第18条 事業者は、開設準備経費に係る事業が完了したときは、事業の実績を実績報告書(別記第9号様式)に次の書類を添付し、区長に対し報告しなければならない。

- (1) 契約書及び内訳書の写し
- (2) 施設整備後の写真
- (3) 前各号に掲げるもののほか区長が必要と認める書類

2 区長は、前項の事業実績報告を精査し、補助金額を確定するとともに交付額確定通知書(別記第10号様式)により事業者に通知しなければならない。

3 事業者は、前項の補助金額の確定により返還金が生じたときは、区長が指定する日までに返還しなければならない。

(準用)

第19条 補助金の交付に当たっては、この要綱に定めるもののほか、東京都板橋区補助金等交付規則(昭和42年東京都板橋区規則第3号)によるものとする。

付 則

- 1 この要綱は、平成28年3月18日から施行する。
- 2 板橋スマート保育所開設準備経費補助要綱(平成26年3月12日区長決定)は、この要綱の施行に伴い廃止する。

付 則

この一部改正は、平成29年2月15日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

付 則

この一部改正は、平成30年3月9日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

付 則

この一部改正は、令和7年3月24日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

## 別記

### 補助条件

#### 1 交付決定の取消し・変更

- (1) 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取消し、又は交付決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。
  - ア 偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。
  - イ 補助金を他の目的に使用したとき。
  - ウ 補助金の交付決定の内容又は補助金の交付に付した条件に違反したとき。
  - エ その他特別の必要が生じたとき。
- (2) 区長は、(1)の規定による取消し又は変更をしたときは、速やかに取消、変更決定通知書（別記第11号様式）により事業者に通知する。
- (3) (1)の規定は、交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

#### 2 補助金の返還

- (1) 区長は、1の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、事業者に対し当該補助金の取消しに係る部分について期限を定めてその返還を命ずるものとする。
- (2) 事業者は、(1)の規定により補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間においては、既納付額を控除した額）につき、年10.95%の割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

#### 3 延滞金

事業者は、補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から起算し納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間においては、既納付額を控除した額）につき年10.95%の割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

#### 4 開設準備経費により取得した財産の管理義務

事業者は、開設準備経費により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

#### 5 開設準備経費により取得した財産の処分の制限

- (1) 事業者は、開設準備経費により取得し、又は効用の増加した不動産及び従物並びに取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械及び器具については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」に定める期間を経過するまで区長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交

換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

- (2) 事業者は、賃借している建物につき区長が補助金を交付した場合において、補助事業により取得したもの又は効用の増加した部分につき造作買取請求権その他の権利が生じたときは、その処理分につき承認申請書（別記第12号様式）により区長の承認を受けるものとする。

#### 6 財産処分に伴う収入の納付

区長の承認を受けて5に定める財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を区に納付させることがある。

#### 7 書類の整備保管

事業者は、補助金に係る書類を整備し、次に定める期間保管しなければならない。

・開設準備経費に係る書類（見積書、契約書、請求書、領収書、本要綱の規定に基づき作成した書類、その他関係書類）は、事業完了後5年間とする。

#### 8 消費税等に係る仕入控除税額の報告

事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに仕入控除税額報告書（別記第13号様式）により区長に報告しなければならない。

なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、区長に報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を区に納付することがある。

#### 9 その他必要事項

1から8に定めるほか、事業者は、区から補助を受けるにあたり次の事項を遵守しなければならない。

##### (1) 非常災害に対する措置

事業者は、非常災害に備えるため、次の措置を講じなければならない。

- ・消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けること。
- ・非常災害に対する具体的計画を立て、定期的な訓練を実施するとともに訓練の結果を記録すること。

##### (2) 賠償責任保険等への加入

事業者は、人数規模等に応じ必要な額の賠償責任保険等に加入しなければならない。

##### (3) 検査等の指示事項

事業者は、都又は区が実施する検査等に応ずるとともに、検査等により受けた指示に従わなければならない。

##### (4) 個人情報等の保護

事業者は、事業の実施にあたり知り得た児童又は児童の家庭等に係る情報を、事業の目的以外に使用し又は外部に漏らしてはならない。

(5) その他区が指示した事項